

# ヒューマンライフケア釈尊寺の湯 運営規程

(訪問介護)

(予防訪問事業)

(介護予防型訪問サービス)

(事業の目的)

第1条 ヒューマンライフケア株式会社が設置するヒューマンライフケア釈尊寺の湯（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービスにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービスにおいては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供にあつては、介護保険法第〃〃条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。



- (2) 営業時間 9時から18時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前〇時から〇時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ①排泄・食事介助
  - ②清拭・入浴・身体整容
  - ③体位変換
  - ④移動・移乗介助、外出介助
  - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ①調理
  - ②衣類の洗濯、補修
  - ③住居の掃除、整理整頓
  - ④生活必需品の買い物
  - ⑤その他必要な家事

(指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービスの内容)

第8条 指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問型サービス個別計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ①排泄・食事介助
  - ②清拭・入浴・身体整容
  - ③体位変換
  - ④移動・移乗介助、外出介助
  - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ①調理
  - ②衣類の洗濯、補修
  - ③住居の掃除、整理整頓
  - ④生活必需品の買い物
  - ⑤その他必要な家事
- (4) サービス提供区分
  - ①介護予防訪問サービス費（Ⅰ）…1週に1回程度
  - ②介護予防訪問サービス費（Ⅱ）…1週に2回程度
  - ③介護予防訪問サービス費（Ⅲ）…1週に2回を超える場合

(指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の利用料等)

- 第9条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定予防訪問事業を提供した場合の利用料の額は、「枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」（以下「算定基準要領」という。）又は「交野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領又は実施要綱によるものとする。
  - 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収しない。
  - 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
  - 5 指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。
  - 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第〇〇条 通常の事業の実施地域は、枚方市、交野市、寝屋川市の区域とする。
- 2 指定予防訪問事業の実施地域は、枚方市とする。
  - 3 介護予防型訪問サービスの実施地域は、交野市とする。

(衛生管理等)

- 第〇〇条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第〇〇条 訪問介護員等は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
  - 4 利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第〇〇条 指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕に関し、介護保険法第23条〔第115条の45の7〕の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第〇〇条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第〇〇条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するため定期的に研修を実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第\_\_条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第\_\_条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携等）

第\_\_条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第\_\_条 事業所は、従業者の資質向上のため、年間計画に基づき研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動

であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業／介護予防型訪問サービス〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はヒューマンライフケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成26年10月 1日 から施行する。

平成27年 4月 1日改訂（料金変更）

平成27年 8月 1日改訂（料金変更）

平成28年10月22日改訂

平成29年 4月 1日改訂

平成30年 8月 1日改訂

令和 元年 7月 1日改訂

令和 元年10月 1日改訂（料金変更）

令和 2年 1月 1日改訂

令和 3年 4月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改訂